

さくらの苑短期入所生活介護サービス利用料金表(1日あたり)

下記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用の自己負担額の合計金額をお支払い下さい。

【基本サービス費】

■介護保険給付対象サービス

要介護度	短期入所生活介護 利用料	介護保険 給付額	利用者自己負担額（基本サービス費）		
			1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
要支援1	4510円	4059円	451円	902円	1353円
要支援2	5610円	5049円	561円	1122円	1683円
要介護1	6030円	5427円	603円	1206円	1809円
要介護2	6720円	6048円	672円	1344円	2016円
要介護3	7450円	6705円	745円	1490円	2235円
要介護4	8150円	7335円	815円	1630円	2445円
要介護5	8840円	7956円	884円	1768円	2652円

【各種加算】

■介護保険給付対象サービス

要支援	要介護	加算名	単位数	利用者自己負担額		
				1割	2割	3割
		療養食加算 (1食当たり・医師の食事せんがある場合)	8単位/回	8円	16円	24円
		送迎加算（片道につき）	184単位	184円	368円	552円
●	●	機能訓練指導員配置加算		12円	24円	36円
		個別機能訓練加算	56単位/日	56円	112円	168円
		生活機能向上連携加算（Ⅰ）	100単位/月	100円	200円	300円
		生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200単位/月	200円	400円	600円
		*個別機能訓練加算算定時	100単位/月	100円	200円	300円
		看護体制加算（Ⅰ）	4単位/日	4円	8円	12円
	●	看護体制加算（Ⅱ）	8単位/日	8円	16円	24円
		看護体制加算（Ⅲ）Ⅰ	12単位/日	12円	24円	36円
		看護体制加算（Ⅳ）Ⅰ	23単位/日	23円	46円	69円
		夜勤職員配置加算（Ⅰ）	13単位/日	13円	26円	39円
	●	夜勤職員配置加算（Ⅲ）	15単位/日	15円	30円	45円
		医療連携強化加算	58単位/日	58円	116円	174円
		口腔連携強化加算	50単位/回	50円	100円	150円
		認知症専門ケア加算（Ⅰ）	3単位/日	3円	6円	9円
		認知症専門ケア加算（Ⅱ）	4単位/日	4円	8円	12円
		認知症行動・心理症状緊急対応加算 (7日間を限度)	200単位/日	200円	400円	600円
		若年性認知症利用者受入加算	120単位/日	120円	240円	360円

		緊急短期入所受入加算（7日間・やむを得ない事情がある場合14日間を限度）	90単位/日	90円	180円	270円
●	●	生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	100単位/月	100円	200円	300円
		生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	10単位/月	10円	20円	30円
		在宅中重度者受入加算（Ⅰ）	421単位/日	421円	842円	1263円
		在宅中重度者受入加算（Ⅱ）	417単位/日	417円	834円	1251円
		在宅中重度者受入加算（Ⅲ）	413単位/日	413円	826円	1239円
		在宅中重度者受入加算（Ⅳ）	425単位/日	425円	850円	1275円
		看取り連携体制加算（7日を限度）	64単位/日	64円	128円	192円
		長期利用者減算（31日目～60日） 連続61日以上利用した場合の基本報酬	－30円/日減算			
		身体拘束廃止未実施減算（令和7年4月～）	所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算			
		高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算			
		業務継続計画未実施減算	所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算			
		サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22単位/日	22円	44円	66円
		サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	18単位/日	18円	36円	54円
●	●	サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6単位/日	6円	12円	18円
		介護職員処遇改善加算Ⅰ（イ）	所定単位数に16.3%を乗じた額			
●	●	介護職員処遇改善加算Ⅰ（ロ）	所定単位数に17.6%を乗じた額			
		介護職員処遇改善加算Ⅱ（イ）	所定単位数に15.9%を乗じた額			
		介護職員処遇改善加算Ⅱ（ロ）	所定単位数に17.2%を乗じた額			
		介護職員処遇改善加算Ⅲ	所定単位数に13.6%を乗じた額			
		介護職員処遇改善加算Ⅳ	所定単位数に11.3%を乗じた額			

●印は全利用者様へ請求される加算です。

※ 上記加算自己負担額については、介護報酬指定基準に該当するサービスが行われた場合は、別途そのサービス単位が加算されます。よって、契約者の状況またはサービス提供の状況によってその有無が変わる事がある為、必ずしも全部の項目で自己負担が発生するものではありません。

※ ご本人およびご家族等の所得等により自己負担額が2割又は3割と判定された場合自己負担額は標記金額がその割合により増額されたお支払いとなります。

※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年6月からは、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「介護職員等処遇改善加算」へ一本化されます。

〈居住費（滞居在費）・食費の負担軽減（負担限度額認定）〉

世帯全員が市町村民税非課税の方（市町村民税世帯非課税者）や生活保護を受けられている方の場合には市町村へ申請をすることにより、「介護保険負担限度額認定証」が交付され、居住費（滞在費）・食費の負担が軽減される場合があります。

なお、居住費と食費に係る費用について、介護保険負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

■さくらの苑短期入所生活介護事業所 介護保険給付対象外サービス
(令和8年8月1日から)

対象者 () 内は夫婦の場合		介護保険負担 限度額認定証	食費		居住費		おやつ代
					1人部屋	特養空床 利用時	
世帯に課税の方がいるか、 本人が市町村民税課税		第4段階 基準費用額	1545円	1545円 の内訳	1231円	915円	120円
世帯 全員 が	市民税非課税かつ、 本人年金収入等が 120万円超で、預貯 金額500万円(1,500 万円)以下の方	第 3 段階 ②	1360円	朝食 415円 昼食 565円 夕食 565円	980円	530円	
	市民税非課税かつ、 本人年金収入等が82. 65万円超～120万円 以下で、預貯金額55 0万円(1,550万円)以 下の方	第 3 段階 ①	1030円		880円	430円	
	市民税非課税かつ、 本人年金収入等が82. 65万円以下で、預貯 金額650万円(1,650 万円)以下の方	第 2 段階	600円		480円		
	市民税非課税の老齢 福祉年金受給者で、 預貯金額が1,000万 円(2,000万 円)以下の方	第 1 段階	300円		380円	0円	
生活保護受給の方							

さくらの苑短期入所生活介護事業所 料金早見表(従来型個室)

※ 1 割負担の場合／単位：円

令和 8 年 8 月 1 日改定

介護保険給付対象サービス費		介護保険給付対象外サービス費				合 計
要介護度	基本サービス費＋各種加算	食 費		居住費	おやつ代	
要支援 1	469	第 1 段階	300	380	120	1,269
		第 2 段階	600	480		1,669
		第 3 段階①	1,030	880		2,499
		第 3 段階②	1,360	980		2,929
		第 4 段階	1,545	1,231		3,365
要支援 2	579	第 1 段階	300	380	120	1,379
		第 2 段階	600	480		1,779
		第 3 段階①	1,030	880		2,609
		第 3 段階②	1,360	980		3,039
		第 4 段階	1,545	1,231		3,475
要介護 1	644	第 1 段階	300	380	120	1,444
		第 2 段階	600	480		1,844
		第 3 段階①	1,030	880		2,674
		第 3 段階②	1,360	980		3,104
		第 4 段階	1,545	1,231		3,540
要介護 2	713	第 1 段階	300	380	120	1,513
		第 2 段階	600	480		1,913
		第 3 段階①	1,030	880		2,743
		第 3 段階②	1,360	980		3,173
		第 4 段階	1,545	1,231		3,609
要介護 3	786	第 1 段階	300	380	120	1,586
		第 2 段階	600	480		1,986
		第 3 段階①	1,030	880		2,816
		第 3 段階②	1,360	980		3,246
		第 4 段階	1,545	1,231		3,682
要介護 4	856	第 1 段階	300	380	120	1,656
		第 2 段階	600	480		2,056
		第 3 段階①	1,030	880		2,886
		第 3 段階②	1,360	980		3,316
		第 4 段階	1,545	1,231		3,752
要介護 5	925	第 1 段階	300	380	120	1,725
		第 2 段階	600	480		2,125
		第 3 段階①	1,030	880		2,955
		第 3 段階②	1,360	980		3,385
		第 4 段階	1,545	1,231		3,821

●「介護保険給付対象サービス費」には、基本料金のほかに下記の加算額が含まれています。

要支援1・2：機能訓練指導員加算12円/日 サービス提供体制強化加算(Ⅲ)6円/日

要介護1～5：機能訓練指導員加算12円/日 看護体制加算(Ⅱ)8円/日 夜勤職員配置加算(Ⅲ)15円/日

サービス提供体制強化加算(Ⅲ)6円/日

●上記料金以外に、生産性向上推進体制加算(Ⅰ)100円/月と1月あたりの介護保険給付対象サービス費に介護職員等処遇改善加算Ⅰ(Ⅰ)(17.6%)を乗じた単位分が加算されます。

●ご利用者の疾患や状態によって、各種加算要件に該当される際は料金が加算される場合もございます。(送迎加算など)

●その他に持込電気代(40円/日 1品目)、ご希望のよる訪問理美容代などが自己負担となります。

さくらの苑短期入所生活介護事業所 料金早見表(従来型個室)

※ 2 割負担の場合／単位：円

令和 8 年 8 月 1 日改定

介護保険給付対象サービス費		介護保険給付対象外サービス費			合 計
要介護度	基本サービス費＋各種加算	食 費	居住費	おやつ代	
要支援 1	938	第 1 段階	300	380	1,738
		第 2 段階	600	480	2,138
		第 3 段階①	1,030	880	2,968
		第 3 段階②	1,360	980	3,398
		第 4 段階	1,545	1,231	3,834
要支援 2	1,158	第 1 段階	300	380	1,958
		第 2 段階	600	480	2,358
		第 3 段階①	1,030	880	3,188
		第 3 段階②	1,360	980	3,618
		第 4 段階	1,545	1,231	4,054
要介護 1	1,288	第 1 段階	300	380	2,088
		第 2 段階	600	480	2,488
		第 3 段階①	1,030	880	3,318
		第 3 段階②	1,360	980	3,748
		第 4 段階	1,545	1,231	4,184
要介護 2	1,426	第 1 段階	300	380	2,226
		第 2 段階	600	480	2,626
		第 3 段階①	1,030	880	3,456
		第 3 段階②	1,360	980	3,886
		第 4 段階	1,545	1,231	4,322
要介護 3	1,572	第 1 段階	300	380	2,372
		第 2 段階	600	480	2,772
		第 3 段階①	1,030	880	3,602
		第 3 段階②	1,360	980	4,032
		第 4 段階	1,545	1,231	4,468
要介護 4	1,712	第 1 段階	300	380	2,512
		第 2 段階	600	480	2,912
		第 3 段階①	1,030	880	3,742
		第 3 段階②	1,360	980	4,172
		第 4 段階	1,545	1,231	4,608
要介護 5	1,850	第 1 段階	300	380	2,650
		第 2 段階	600	480	3,050
		第 3 段階①	1,030	880	3,880
		第 3 段階②	1,360	980	4,310
		第 4 段階	1,545	1,231	4,746

●「介護保険給付対象サービス費」には、基本料金のほかに下記の加算額が含まれています。

要支援1・2：機能訓練指導員加算24円/日 サービス提供体制強化加算(Ⅲ)12円/日

要介護1～5：機能訓練指導員加算24円/日 看護体制加算(Ⅱ)16円/日 夜勤職員配置加算(Ⅲ)30円/日

サービス提供体制強化加算(Ⅲ)12円/日

●上記料金以外に、生産性向上推進体制加算(Ⅰ)200円/月と1月あたりの介護保険給付対象サービス費に介護職員等処遇改善加算Ⅰ(Ⅰ)(17.6%)を乗じた単位分が加算されます。

●ご利用者様の疾患や状態によって、各種加算要件に該当される際は料金が加算される場合もございます。(送迎加算など)

●その他に持込電気代(40円/日 1品目)、ご希望のよる訪問理美容代などが自己負担となります。

さくらの苑短期入所生活介護事業所 料金早見表(従来型個室)

※ 3 割負担の場合／単位：円

令和 8 年 8 月 1 日改定

介護保険給付対象サービス費		介護保険給付対象外サービス費			合 計
要介護度	基本サービス費＋各種加算	食 費	居住費	おやつ代	
要支援 1	1,407	第 1 段階	300	380	2,207
		第 2 段階	600	480	2,607
		第 3 段階①	1,030	880	3,437
		第 3 段階②	1,360	980	3,867
		第 4 段階	1,545	1,231	4,303
要支援 2	1,737	第 1 段階	300	380	2,537
		第 2 段階	600	480	2,937
		第 3 段階①	1,030	880	3,767
		第 3 段階②	1,360	980	4,197
		第 4 段階	1,545	1,231	4,633
要介護 1	1,932	第 1 段階	300	380	2,732
		第 2 段階	600	480	3,132
		第 3 段階①	1,030	880	3,962
		第 3 段階②	1,360	980	4,392
		第 4 段階	1,545	1,231	4,828
要介護 2	2,139	第 1 段階	300	380	2,939
		第 2 段階	600	480	3,339
		第 3 段階①	1,030	880	4,169
		第 3 段階②	1,360	980	4,599
		第 4 段階	1,545	1,231	5,035
要介護 3	2,358	第 1 段階	300	380	3,158
		第 2 段階	600	480	3,558
		第 3 段階①	1,030	880	4,388
		第 3 段階②	1,360	980	4,818
		第 4 段階	1,545	1,231	5,254
要介護 4	2,568	第 1 段階	300	380	3,368
		第 2 段階	600	480	3,768
		第 3 段階①	1,030	880	4,598
		第 3 段階②	1,360	980	5,028
		第 4 段階	1,545	1,231	5,464
要介護 5	2,775	第 1 段階	300	380	3,575
		第 2 段階	600	480	3,975
		第 3 段階①	1,030	880	4,805
		第 3 段階②	1,360	980	5,235
		第 4 段階	1,545	1,231	5,671

●「介護保険給付対象サービス費」には、基本料金のほかに下記の加算額が含まれています。

要支援1・2：機能訓練指導員加算36円/日 サービス提供体制強化加算(Ⅲ)18円/日

要介護1～5：機能訓練指導員加算36円/日 看護体制加算(Ⅱ)24円/日 夜勤職員配置加算(Ⅲ)45円/日

サービス提供体制強化加算(Ⅲ)18円/日

●上記料金以外に、生産性向上推進体制加算(Ⅰ)300円/月と1月あたりの介護保険給付対象サービス費に介護職員等処遇改善加算Ⅰ(Ⅰ)(17.6%)を乗じた単位分が加算されます。

●ご利用者様の疾患や状態によって、各種加算要件に該当される際は料金が加算される場合もございます。(送迎加算など)

●その他に持込電気代(40円/日 1品目)、ご希望のよる訪問理美容代などが自己負担となります。

さくらの苑短期入所生活介護事業所（ショートステイ）

ご利用料金・食費・居住費の減免段階（負担限度額）について

改定日：令和8年8月1日

■ 介護保険における「負担限度額認定」とは

さくらの苑短期入所生活介護事業所を利用する際、所得や資産が一定の基準以下の方を対象に、「食費」と「居住費」の自己負担を軽減する制度です。市区町村に申請して「介護保険負担限度額認定証」の交付を受け、事業所に提示することで適用されます。

減免段階と対象者の要件基準表（令和8年8月1日改定）

減免段階	対象者の要件（所得基準など）	預貯金額 （夫婦の場合）
第1段階	生活保護受給者	要件なし
	世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者	1,000万円 （2,000万円）以下
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額 + 合計所得金額が 年82.65万円以下 の方	650万円 （1,650万円）以下
第3段階①	世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額 + 合計所得金額が 年82.65万円超120万円以下 の方	550万円 （1,550万円）以下
第3段階②	世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額 + 合計所得金額が 年120万円超 の方	500万円 （1,500万円）以下
第4段階	上記のいずれにも該当しない方（住民税課税世帯など、一般負担の方）	

⚠ 申請にあたってのご注意

- 配偶者がいる場合は、世帯が分かれていても（別居・別世帯）配偶者が住民税非課税である必要があります。
- 各段階の認定には、所得に加えて「預貯金等の資産額」が各段階の基準以下である必要があります。基準を超えている場合は「第4段階（一般）」となります。